

別記様式第41号（第77条関係）

営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	クラブ〇〇
営 業 所 の 所 在 地	神戸市〇〇区〇〇町4丁目5番6号 〇〇ビル7階
営 業 時 間	午前 6 時 0 0 分 から <input type="text" value="午前"/> 6 時 0 0 分 まで 午後 <input type="text" value="午後"/>
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する <input type="text" value="②しない"/> ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する <input type="text" value="②しない"/> ①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所の出入口のドア付近の壁の高さ1メートルの部分に、長さ30センチメートル、幅10センチメートルの白色プラスチック板に、黒色で「18歳未満立入禁止」と記入したものを貼付する。
飲 食 物 の 提 供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法 客の求めに応じて、食べ物は総菜のほか、ピーナッツ、柿の種、さきいか等の乾き物、季節のフルーツを提供し、酒類以外の飲み物では、ジュース類を提供する。 また、パスタ、ピザ等を厨房で調理して提供する。
	提供する酒類の種類及び提供の方法 提供する酒類は、ビール、ウイスキー、バーボン等。提供の方法は、入店時ワンドリンク1,000円のチケット購入後、店内で従業員が提供し、その後は随時注文を受け提供する。
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 入店時に確実に年齢確認を実施し、20歳未満の者を入場させない。
遊 興 の 内 容	客にダンスをさせる場所において、ディスクジョッキーが音楽や照明の演出等を行い、これに合わせて不特定の客にダンスをさせる。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する <input type="text" value="②しない"/> ①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。